⑸　機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程又は同令第36条の２第２項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。⑼において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑼　職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。⑾において「昭和53年改正省令」という。）附則第２条第１項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成５年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後４年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑽　職業能力開発促進法施行規則別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関する知識であるものに限る。）に合格した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑾　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第６の訓練科の欄に定める化学システム系環境化学科の訓練（旧能開規則第９条に定める専門課程、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び旧職業訓練法第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練のうち旧能開規則別表第３の２、昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２及び昭和53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則別表第３の２（職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和51年労働省令第７号）附則第２条の規定による廃止前の特別高等訓練課程の養成訓練に関する基準等を定める省令（昭和50年労働省令第17号）別表を含む。）の訓練科の欄に掲げる環境化学科の訓練を含む。）を修了し、かつ、職業能力開発促進法第21条第１項（同法第26条の２において準用する場合を含む。）に規定する技能照査（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第12条第１項に規定する技能照査を含む。）に合格した者

⑿　職業能力開発促進法第28条第１項の規定により職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる化学分析科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者

⒀　職業能力開発促進法施行規則別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者

⒁　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者

⒂　計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者

⒃　診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第２条第２項に規定する診療放射線技師

⒄　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するものに限る。）

⒅　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第22条の２第１項若しくは第50条の２第１項の規定により選任されている核燃料取扱主任者若しくは同法第22条の３第１項の核燃料取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの又は同法第40条第１項の規定により選任されている試験研究用等原子炉主任技術者若しくは同法第43条の３の26第１項の規定により選任されている発電用原子炉主任技術者若しくは同法第41条第１項の原子炉主任技術者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの

⒆　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第34条第１項の規定により選任されている同法第35条第１項の第一種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に３年以上従事した経験を有するもの

⒇　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第３条第１項に規定する者

(21)　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者

(22)　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの

(23)　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント

(24)　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者

(25)　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者

(26)　作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第５条に規定する作業環境測定士試験に合格した者（作業環境測定法施行規則第５条第１項第２号又は第３号の規定による認定を受けた者及び第５条の２第１項に規定する者を含む。）

(27)　その他⑰（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、(24)又は(25)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者